

かながわ県民活動サポートセンター協議会委員募集要項（第11期）

1 協議会委員

かながわ県民活動サポートセンター協議会（以下「協議会」と言います。）は、利用者の意見をかながわ県民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」と言います。）の運営に反映させ、県民に開かれたものとするとともに、利用者の自主的な活動を一層促進するために、平成15年11月に設置されました。このたび、第11期協議会委員を募集します。

2 協議会の活動内容

協議会は、サポートセンターを利用する方の中から応募・選考された委員により自主的に運営されるもので、次のことを行っています。

- ① サポートセンターの運営及び利用についての協議
- ② 幅広く意見交換を行う「交流の場」の企画・運営
- ③ その他必要と認める事項

3 募集する委員の数

定員20名以内とします。

再任委員は原則10名以内です。ただし、募集人数が20名に達しない場合は、この限りではありません。

4 委員の任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。

5 応募資格

かながわ県民活動サポートセンター協議会要綱にある【趣旨】、ならびに【役割】を良く理解した方から、次のすべてに該当する方です。

- ① サポートセンターを利用している方若しくは今後利用される意志があり、自主的・非営利・社会貢献活動を行っている方
- ② サポートセンターにおいて、宗教活動・政治活動を行わない方
- ③ サポートセンター協議会に積極的に参加する意志のある方
※年数回の協議会会議に原則として出席可能であること
- ④ 協議会の出席については報酬及び旅費等は支給しないものとすることに同意した方

6 募集期間

(1) e-kanagawa 電子申請システムからの応募

令和6年1月17日（水）から令和6年3月9日（土）23時59分まで

(2) 郵送、もしくは、持参による応募

郵送の場合 令和6年1月17日（水）から令和6年3月9日（土）（必着）

持参の場合 令和6年1月17日（水）から令和6年3月9日（土）

8時30分から22時00分までの間に、かながわ県民活動サポートセンターボランティア活動サポート課に持参してください。

7 応募方法

神奈川県協議会 HP にアクセスし、『第 11 期かながわ県民活動サポートセンター協議会委員応募フォーム』（e-kanagawa 電子申請システム）より、必要事項を入力の上、応募してください。

ただし、e-kanagawa 電子申請システムからの応募が難しい場合は、協議会 HP 上に記載の「応募用紙」を出力し、必要事項を記入の上、以下の宛先まで郵送、もしくは、持参によりご提出ください。

郵送の場合 宛 先：〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2
かながわ県民活動サポートセンター協議会事務局
(かながわ県民活動サポートセンターボランティア活動サポート課)

持参の場合 かながわ県民活動サポートセンター ボランティア活動サポート課
(かながわ県民センター8階)

8 選考方法

- (1) 第 10 期協議会において選考を行います。
- (2) 応募者が募集人数に満たなかった場合も、選考を行います。
- (3) 選考に際しては、1 団体から 1 名を上限とし、年齢層・活動分野及びかながわ県民活動サポートセンターにおける活動頻度が偏らないよう留意します。なお、団体に所属している方も、個人としての応募も可能です。

9 委員の決定・公表

協議会での選考結果は、協議会事務局を通じて委員決定通知書を送付するとともに、新委員の氏名、所属団体をかながわ県民活動サポートセンター内に掲示します。

10 スケジュール

令和 6 年 3 月頃 協議会開催、決定通知、公表

11 サポートセンターの協力

サポートセンターは、協議会が円滑に運営されるよう、協議会の日程調整、連絡、会議記録の作成に関する協力を行います。

(附則)

この要項は、令和 6 年 1 月 17 日から施行します。